

# 団体ゴルファー保険のご案内

【ゴルファー保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、補償の改定を行っております。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

夢のホールインワンから  
プレー中の思わぬ事故まで  
ワイドに補償します！



団体割引

30%

保険契約者

カナデビア株式会社

加入対象者

カナデビア株式会社およびその子会社と関連会社の役職員・退職者

被保険者

カナデビア株式会社およびその子会社と関連会社の役職員・退職者またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。  
※被保険者本人のみが保険の対象となります。

保険期間

2026年3月1日午後4時から1年間

お支払方法

一時払

役職員：2026年2月分給与から控除

退職者：2026年2月にご指定の金融機関口座より振替

お手続き方法

既加入者の方で補償内容に変更がない場合は自動継続となりますのでお手続き不要です。新規加入・補償内容の変更・脱退について、役職員の皆さまはWEBサイトでのお手続きとなります。退職者の皆さまは加入依頼書等をご確認のうえ、取扱代理店までご連絡ください。

申込締切日

2025年11月21日（金）

# 保険料と補償内容

ゴルファー必須の  
ワイドな補償！

- ゴルフ中の**思わぬケガ**を補償します！
- 練習・プレーも安心。**他人への賠償**も補償します！
- 夢の**ホールインワン**達成時には記念品の購入費用等をお支払いします！
- 練習場・ゴルフ場での**ゴルフ用品の盗難等**も補償します！

## こんな時、保険金をお支払いします



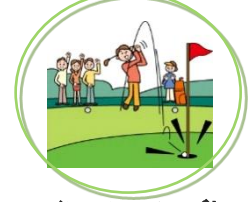
ゴルフ中の賠償事故



ゴルフクラブの破損



ゴルフ中にケガ



ホールインワン・アルバトロス費用

● 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）が誤って他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。

（注）記名被保険者（加入依頼書等記載の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎり）についても被保険者となります。

● ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

● ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。

① ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎり）

② ゴルフクラブの破損・曲損

（注）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、お支払いの対象となりません。

● 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、次ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## ご加入プランと保険金額・一時払保険料

（団体割引30%適用）

—ご加入人数1,000名以上での内容です。—  
保険期間1年 ・一時払

補償内容/加入プラン	1	2	3	4	5	6	7	
ゴルフ中の賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	
ゴルファー自身の傷害	死亡(※)	1,000万円	915万円	745万円	680万円	910万円	500万円	
	後遺障害	上記金額の100%～4%						
	入院日額	15,000円	13,725円	11,175円	10,200円	13,650円	7,500円	8,550円
	通院日額	10,000円	9,150円	7,450円	6,800円	9,100円	5,000円	5,700円
ゴルフ用品の損害	39.7万円	25万円	25万円	24万円	20万円	10万円	20万円	
ホールインワン・アルバトロス	100万円	50万円	40万円	30万円	20万円	20万円	-	
一時払保険料	15,910円	9,160円	7,750円	6,450円	5,470円	4,010円	2,630円	

（※）身体傷害の保険金額をいいます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

**この保険のあらまし【契約概要のご説明】**

- 商品の仕組み： この商品は賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
- 保険契約者： カナデビア株式会社
- 保険期間： 2026年3月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日： 2025年11月21日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等： 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者： カナデビア株式会社およびその子会社・関連会社の役員・退職者
- 被保険者： カナデビア株式会社およびその子会社・関連会社の役員・退職者またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。  
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法： 役職員の皆さまは2026年2月分給与から控除します。(一時払)  
退職者の皆さまは2026年2月にご指定いただきました金融機関の口座よりお引き落としとなります。(一時払)
- お手続き方法： 役職員の皆さまはWEBサイトでのお手続きとなります。退職者の皆さまは加入依頼書等をご確認のうえ、取扱代理店までご連絡ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		役職員の皆さまはWEBサイトにて「加入内容および重要事項のご確認」画面の申込ボタンを押下することにより申込みとなります。退職者の皆さまは取扱代理店までご連絡ください。
既加入者の皆さま	前年と同じプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	役職員の皆さまはWEBサイトにて「2. 被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。退職者の皆さまは前年と条件を変更する旨を取扱代理店までご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	役職員の皆さまはWEBサイトにて「2. 被保険者登録・プランの選択」で脱退ボタンを押下してください。退職者の皆さまは継続加入を行わない旨を取扱代理店までご連絡ください。

- 中途加入： 保険期間の中途でのご加入は、随時、受付をしています。保険期間の中途でのご加入をご希望であれば、取扱代理店(カナデビア保険サービス㈱)までご連絡ください。保険料につきましては保険始期日前に集金させていただきます。(一時払)
- 中途脱退： この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店(カナデビア保険サービス㈱)までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金： この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

**補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**

ゴルフ保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフ自身自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。  
(注1)ゴルフ保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・ハードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。  
(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
身体傷害	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=保険金額の全額</p> <p>②後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p> <p>(次ページに続きます。)</p>	<p>①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※)のないもの</p> <p>など</p> <p>(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

**補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)**

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
<p align="center">身体傷害</p>	<p align="center">(前ページより続きます。)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="162 140 268 265"> <p>③入院 保険金</p> </td> <td data-bbox="275 140 1021 265"> <p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p align="center">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 275 268 430"> <p>④通院 保険金</p> </td> <td data-bbox="275 275 1021 430"> <p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p align="center">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p> </td> </tr> </table>	<p>③入院 保険金</p>	<p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p align="center">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p>	<p>④通院 保険金</p>	<p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p align="center">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p align="center">(前ページより続きます。)</p>
	<p>③入院 保険金</p>	<p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p align="center">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p>				
<p>④通院 保険金</p>	<p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p align="center">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>					
<p align="center">ゴルフ用品 (注)</p>	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>②自然の消耗または性質による変質その他の類似の事由によって生じた損害</p> <p>③置き忘れまたは紛失によって生じた損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など</p>				
<p align="center">ホールインワン・アルパトロス費用 (注)</p>	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルパトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルパトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルパトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p><b>★ご注意ください!</b> キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>②ゴルフ場の競技または指導を職業として行っている方で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など</p>				

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

### 用語のご説明

用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

#### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

#### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入手続き画面(退職者の方は加入依頼書等)の記載内容に間違いが十分ご確認ください。
- 加入手続き画面(退職者の方は加入依頼書等)にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面(退職者の方は加入依頼書等)の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

#### 3. ご加入後における留意事項

- 加入手続き画面(退職者の方は加入依頼書等)の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。  
(注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、ケガの補償に関する部分(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
<重大事由による解除等>  
保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
<他の身体障害または疾病の影響>  
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\* 中途加入の場合は、取扱代理店(カナデビア保険サービス(株))までご連絡ください。

#### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります)。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いごなったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。  
(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。



## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身で確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度  
ご確認ください。



### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみ、ご確認ください。

「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【注意事項】

ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## お問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 カナデビア保険サービス株式会社 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)  
〒550-0002 大阪市西区江戸堀2-6-33 江戸堀フコク生命ビル8階 TEL 06-6443-9572 (内)8-66-3414

<大阪>TEL 06-6569-0284 <東京>TEL 03-6404-0182 <舞鶴>TEL 0773-62-8808  
(内)8-61-4520 (内)8-31-2940 (内)8-71-3171

<尾道>TEL 0848-44-2205 <因島>TEL 0845-22-1241 <有明>TEL 0968-78-5386  
(内)8-830-390 (内)8-871-1973 (内)8-91-2460

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 大阪企業営業第三部第二課 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)  
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL 050-3808-2327

#### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決期間である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●役職員の皆さまはご加入内容をご確認されたい場合は、WEBサイトのお手続き画面よりご確認いただくことができます。

●退職者の皆さまは加入者証をお届けしますので大切に保管してください。3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。